

令和8年度 「加美町かみ〜ご留学生」募集要項

加美町・加美町教育委員会

加美町は、県外から宮城県中新田高等学校（以下、「中新田高校」という。）に入学する生徒を「加美町かみ〜ご留学生」（以下、「留学生」という。）として募集する。

I. 目 的

加美町では、中新田高校において実施される「地域創造学」や「カヌー競技」、加美町の自然や文化、伝統などに関心のある県外生徒を受け入れし、県内外の生徒が多様な価値観をもとに学び合うことで、未来の地域社会を担う人材育成や地域の活性化を実現するため、本制度を行なう。

II. 留学生制度

1 留学の時期、期間、人数等

- (1) 留学開始時期 令和8年4月1日
- (2) 留学期間 3年間
- (3) 募集人数 5名程度

2 住まい

- (1) 男女ともに、町で確保した寮（アパート個室タイプ）で生活する。
- (2) 入寮する期間は、最長3年間とする。
- (3) 必要最低限の家電等は、部屋に備えている。

IH 調理器、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、天井照明、カーテン、カメラ付きインターフォン

3 食 事

原則、1日3食提供可能（平日及び休日、朝食・昼食・夕食）

※希望により提供回数を変更できる。（事前連絡が必要）

4 通 学

徒歩又は自転車での通学

5 サポート体制

- (1) 学校と町が連携し、生徒の学習や学校生活などを支援する。
- (2) 町と地域住民が協力し、日常生活の見守りや緊急時の対応、相談等に対応する。
- (3) 町の支援制度により、医療費は18歳に到達した年度まで、自己負担分を町が全額負担する。※保険診療対象外の治療などを除く。

6 その他

留学生として町のサポートを受けるためには、加美町への住民登録が必要である。

Ⅲ. 費用等

1 住居費・食費

- (1) 部屋代は、町負担とする。 ※町が保護者に補助金を交付
 - (2) 食費及び光熱水費は、保護者負担とする。
 - (3) 入寮の際に生じる敷金礼金及び火災保険料は、保護者負担とする。
- なお、退寮時に部屋の原状回復のため、追加費用が生じる場合がある。

2 諸 費

校内外の活動費や初期費用（制服、教科書等）、町内会費は、保護者負担とする。

Ⅳ. 申込および選考

1 申込対象者

次の（１）から（３）をすべて満たすことが必要である。

- (1) 申込時において、令和８年３月に県外の中学校を卒業見込みであり、令和８年度宮城県立高等学校入学者選抜方針における【全国募集選抜】の出願資格の要件（以下、①～③）を満たす者
 - ①加美町及び地域での学びに関心があり、中新田高校への志願理由が明確であること。
 - ②志願者及び保護者が宮城県外に居住していること。
 - ③志願者が中新田高校の入学期日までに、宮城県内に居住する予定であること。
- (2) 中新田高校への入学を希望する者
- (3) 加美町に居住しながら、規則等を守り健康で自立した高校生活を送ることができる者

2 申込方法

在学中学校を通じて、所定の申込書類を加美町教育委員会へ簡易書留により郵送すること。

※中新田高校の全国募集にかかる出願にあたり、加美町への身元引受人の依頼を希望する場合には、本制度への申込が必要である。

3 申込期間

令和７年１０月１０日（金）から令和７年１１月２８日（金）まで ※必着

4 申込に必要な書類

- (1) 「加美町かみ～ご留学生」申込書（申込者及び保護者が作成）
- (2) 申込者調査書（在学中学校が作成）

5 「加美町かみ～ご留学生候補者」の選考

- (1) 「加美町かみ～ご留学生候補者」（以下、「候補者」という。）の選考は、『加美町かみ～ご留学生申込書』及び『申込者調査書』、『面接（申込者）』により行う。
- (2) 面接については、令和７年１２月中旬に加美町内で実施する。なお、同日に保護者面談も行う。（保護者面談の内容は、選考に含まない）
※開催日時及び場所等の詳細については、申込受付後に別途連絡予定
- (3) 選考基準は別紙のとおりとする。

6 候補者の認定

- (1) 選考結果は、令和8年1月中旬頃までに在校中学校長を通して通知する。
- (2) 候補者に認定された者は、中新田高校の入学試験（宮城県立高等学校入学選抜）を受験すること。
- (3) 候補者に認定された者が提出した書類について、事実相違が認められた時は、認定を取消すことがある。

7 留学生の決定

- (1) 候補者に認定され、かつ中新田高校の入学試験に合格した者を留学生として決定する。
- (2) 入学後も、年に1回程度の面談等を実施する。
- (3) 次の事項に該当する場合、決定を取り消す場合がある。
 - ・提出書類や選考に係る面接の内容等について、事実相違が認められたとき。
 - ・加美町等が善良な指導、監護を行っているにもかかわらず、留学生の不良行為等により、指導監護を続けることが困難となったとき。
 - ・加美町等に多大な損害を与える行為があったとき。
 - ・中新田高校において、著しく出席日数が不足したとき。
 - ・留学生又は保護者の都合により転校、又は退学したとき。
 - ・その他、町長が特に必要と認めたとき。

8 申込から決定の流れまで

手続先	手続きの流れ				
町	申込 申込先： 加美町教育委員会 教育総務課 申込期間： 令和7年10月10日（金）～ 令和7年11月28日（金）	面接 面接日： 令和7年12月中旬 ※申込者へ後日連絡	候補者 認定 通知日： 令和8年1月中旬	留学生 決定 通知日： 令和8年3月中旬	
高校		出願承認 申請 申請先： ウェブ出願システム 受付期間： 令和7年12月上旬～ 令和8年2月中旬	出願 出願先： ウェブ出願システム 出願期間： 令和8年2月中旬	受験 会場： 中新田高等学校 受験日： 令和8年3月上旬	合格発表 合格発表： 令和8年3月中旬

V. 申込み・問合せ先

〒981-4401 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番5 2 番地 4
 加美町教育委員会教育総務課 学校魅力化推進係
 T E L : 0229-69-5112 F A X : 0229-63-6433
 E-mail : kyouikusoumu@town.kami.miyagi.jp